

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 理事長 山口 益弘

第6回通常総会が終わりました

2021年5月17日（月）とちぎ消費者リンク事務所において第6回通常総会を開催しました。
正会員116名のうち82名の出席があり（委任出席を含む）議案は全て賛成多数で承認されました。



第1号議案 2020年度事業報告・決算報告及び監査報告

第2号議案 調査実施者からの報告

第3号議案 2021年度事業計画及び予算承認の件

《 2021（令和3）年度の事業計画 》

- ◆消費者被害の未然防止・拡大防止のため、不当な勧誘・約款等の使用に対する是正の申入れ等を行います。
 - ・消費者トラブル事例を収集するための一般市民を対象とする「消費者契約トラブル110番」を実施するとともに、日常的にも電話・Fax・メールなどで情報提供を受け付けます。
 - ・提供を受けた内容が、申入れが出来るかどうかを検討し、検討委員会及び理事会の議決を経て、是正の申入れをします。
- ◆消費者や事業者に対して消費者教育を行い、各種消費者施策に係る法律・規則・条例・制度について意見を発信します。
 - ・会報で消費者トラブル事例を発信するとともに、現在行っている「出前講座」の活用を呼びかけます。
 - ・一般消費者、事業者向けの学習会、講演会を実施します。
- ◆消費者団体・関係諸機関とのネットワークを構築します。
 - ・毎年2回実施されている全国の適格消費者団体連絡協議会へ出席して、情報交換をします。
 - ・栃木県県民生活部くらし安全安心課との意見・情報交換を引き続いて行います。
 - ・県内の消費者団体とも、引き続き、情報交換をしていきます。

株式会社ECスタジオへの申入れ活動を終了しました

2020年6月より株式会社ECスタジオの「会員サイト利用規約」内の

1. 解約に関する制限、2. 規約の改定、3. 商品の購入、4. 管轄裁判所

について申入れを継続してきました。その結果、当法人の申入れに沿う形で改定がなされたことを確認しましたので、申入れ活動を終了しました。内容は下記をご覧ください。

検討委員会副委員長 弁護士 阿部健一

	問題となった規約の内容	申入れたこと	申入れの根拠	結果
1	定期コースの解約は、商品お届け予定の10日以内を過ぎている場合、次回お届け予定分のお受け取り後の解約になるという規約	「削除」すること	次回お届け予定分の商品を受け取らないと定期コースの解約ができないのであれば、定期コースの解約期間を不当に限定することになるから、消費者契約法10条により、無効と考えられます。	次回お届け予定分の商品を受け取る前でも定期コースの解約を受付する運用に改善するとの回答がありました。
		<p>定期購入の解約</p> <p>お届け予定日の10日前</p> <p>解約の申出</p> <p>(次回) 商品お届け日</p> <p>(1か月後) 商品お届け日</p> <p>解約不成立</p> <p>解約不成立</p> <p>解約不成立</p> <p>解約成立</p> <p>解約したときによって次回の商品を受け取らなければならない場合もありますが、いつでも解約できるようになりました。</p> <p>定期購入の解約自体ができない</p> <p>定期購入の解約はできるが次回の商品の代金は支払う</p>		
2	事業者が、会員の事前の承諾を得ることなく、規約を改定できるという規約	「削除」か「適切な条項に修正」	事業者に一方向的な規約の変更権を与えるものであり、消費者契約法10条により、無効と考えられます。	ユーザー一般の利益に適合する場合、あるいは、変更が契約をした目的に反せず、必要性、相当性、内容等に照らして合理的なものである場合に限り、事業者は規約を変更できるとの条項に修正されました。
3	事業者の商品を宣伝する他社または個人の広告サイト等で記載している内容について事業者は責任を負わないこと、第三者のサイト等が事業者のリンクを提供している場合、事業者はリンク元の内容等について責任を負わないという規約	「削除」すること	事業者自身が、他社や個人に事業者の商品の宣伝を依頼している場合、第三者に事業者のサービスへのリンクを依頼している場合であれば、たとえ他社の記載内容等であっても事業者に損害賠償責任が生じる可能性があるにもかかわらず、「責任を負わない」とする条項は消費者契約法8条1項1号・3号により無効と考えられます。	事業者に故意、重過失がある場合には、事業者が責任を負う余地のある条項に修正されました。

4	事業者と紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄にするという条項	「削除」すること	会員が東京から遠い地域に居住する場合でも、一律に東京地方裁判所において裁判をせざるをえなくなることから、消費者契約法10条により、無効と考えられます。	削除されました。
---	--	----------	---	----------

検討委員会 申入れ活動

事業者	経過 等
株式会社ローソン (コンビニエンスストア)	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年4月15日改訂 ローソンWEB 会員規約 受理 ・2020年5月25日 再申入書 送付 ・2020年6月25日 回答書 受理 再申入れに沿う形での改訂を予定しているとの回答 改訂後の規約の送付を依頼 ・2021年3月1日 6月25日付回答とは異なる改訂を検討中との回答受理 ・2021年6月25日 再申入書 送付
株式会社三和住宅 (不動産賃貸業)	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年6月26日 お問い合わせ書 送付 現在の賃貸借契約書送付依頼 ・2020年8月27日 ご連絡書(督促) 送付 ・2020年12月15日 申入書 送付 ・2020年12月19日 賃貸借契約書 受理 ・2021年6月25日 再申入書 送付
株式会社ナリススタイル (塗装工事業社)	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年7月20日 お問い合わせ書 送付 ・2020年8月6日 回答書 受理 ・2021年2月18日 申入書 送付 8週間以上にわたって、 ① 塗装料金を「通常価格 360,000円→250,000円(税抜)」と ② 足場が必要な場合は「通常15万円のところ、今回は特別に10万円」と記載され、配布されたチラシが不当な二重価格表示にあたるとの申入れ 等 ・2021年3月22日 回答書 受理 申入れに沿う形でチラシを改定したとの回答 ・2021年6月14日 ご連絡書 送付 変更されたチラシの送付依頼
株式会社悠優コスメティクス (通信販売 化粧品販売)	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年2月18日 申入書 送付 原則的な解約方法をLINEに限定し、LINEができない場合にはメール及び身分証の開示を必須とし、解約方法を不当に制限していることに対する申入れ 等 ・2021年3月15日 回答書 受理 ・2021年6月8日 お問い合わせ書 送付 定期コースの解約に関する問い合わせ ・2021年6月29日 回答書、新規約 受理

株式会社 ALL&ソリューションズ (探偵社)	・2021年6月25日 申入書 送付 探偵業務に着手前に解約する場合でも調査料金の10%か10万円のいずれか高い方を支払うとする違約金条項に対する申入れ 等
株式会社さくら住建 (塗装工事業社)	・2021年6月25日 申入書 送付 株式会社ナリススタイル(塗装工事業者)への申入れと同様の内容

当法人では申入書を送付した事業者について、当法人からの申入書、事業者からの回答書をホームページに公開しています。

適格消費者団体めぐり⑬ NPO 法人えひめ消費者ネット

団体プロフィール

特定非営利活動法人

NPO 法人えひめ消費者ネット

(通称 ひめネット)

所在地 〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町7丁目2-2 2

大興ビル305号

組織概要 (2020.7 ひめネット通信より)

団体正会員 3 団体

団体賛助会員 4 団体

個人正会員 104 名

個人賛助会員 20 名

主な活動

1 沿革

2008年 悪質商法被害未然防止のためのリーダー養成講座
及び消費者からの電話相談を実施

2013年～2014年 適格消費者団体の基盤づくり

2015年～県内で活動する事業者に対し申入れを行う

2018年6月 適格消費者団体の認定を受ける

2 申入れ活動 (消費者庁 News Release 参照)

株式会社香川銀行の「カードローン規定」における「相続の開始があった時」の条項を「期限前の全額返済義務」から削除することを求めた事案。

令和2年9月16日えひめ消費者ネットは申入れの内容を踏まえた改訂がなされたものとして、申入れを終了した。

理事会・委員会などの日程

7/20 (月) 第3回検討委員会 (WEB) 8/23 (月) 第2回理事会 9/4 (土) 適格消費者団体連絡協議会
9/7 (火) 第4回検討委員会 (WEB) 9/14 (火) 消費者ネットワーク 10/25 (月) 第3回理事会

2021年度の会費をお預かりいたしました

会員の皆さまには、2021年度(2021年4月1日～2022年3月31日)の会費をお振込みいただきありがとうございました。まだ、未納の会員さまにおかれましては、お振込みくださいますようお願い申し上げます。なお、退会または会員の種類変更をご希望の方は、お手数ですが事務局までメール、Fax、などでお知らせください。

加入お申込み・お問い合わせ

適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 事務局

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

E-mail: cont@tochigilink.org URL: <https://www.tochigilink.org> TEL/ FAX 028-678-8000

商品事故・契約トラブルにあった時は、消費者ホットライン 188 (いやや!) にお電話を!
お近くの地方自治体の消費生活相談窓口をご案内します